



九条はらまち

「はらまち九条の会」会報 No.378

2022(令和4)年7月30日(土)発行

■ **はらまち九条の会** は、戦争放棄の「憲法9条」を守り、永久に「戦争をしない国・日本」を願って活動する自由な市民の会です。日本国憲法の間接的起草者の鈴木安蔵の出身地の九条の会として、誇りをもって活動しています。■結成から17年目。会員は380名です。

安倍元首相銃撃死・国葬に



7月8日奈良市で
事件直前演説する
安倍晋三元首相。

安倍晋三元首相(67)は7月8日奈良市で街頭演説中に銃撃され死亡。山上徹也(41)容疑者は宗教法人「世界平和統一家庭連合(旧統一教会)」への恨みと語り、その後安倍氏はじめ多くの自民党議員との関連が大きな問題となっています。銃撃死や国葬、皆さんはどう思われますか。

<改憲が悲願だった安倍元首相>

- 2006年首相に就くと改憲の「国民投票法」を成立させた。
- 改憲のため衆参両院議員の3分の2以上賛成の「96条」を過半数に引き下げようとしたが、「裏口入学」と批判され頓挫する。
- 2017年憲法記念日に、「9条」への自衛隊の明記を掲げ、「2020年を新しい憲法が施行される年にしたい」と明言した。
- 2018年自民党は改憲4項目(自衛隊明記・緊急事態条項創設・参院の合区解消・教育無償化)で改憲議論を進めようとした。
- 20年8月、2回目の首相退陣の会見で「改憲が志半ばで職を去ることは断腸の思いだ」と無念さを隠さなかった。
- 退陣後も「自衛隊の明記こそ自衛隊の違憲論争に終止符を打つ『戦後レジームからの脱却』の核心」と改憲を期待。

会員さんの声

□私は安倍氏を許さない。国会で嘘をつき憲法を破壊し、拉致問題などの外交も成果なし。日本を戦争できる国にただけだ。

□現在の円高や物価高はアベノミクスのせいだ。公文書改ざんで自殺した赤木俊夫さんの妻雅子さんはどう思っているのでしょうか。

□55年前私が大学3年の時、統一教会(統一原理)に入った友人二人が、突然行方不明になってしまった。

国葬には反対だ

元文部科学事務次官 前川喜平

なぜ故安倍晋三氏を国葬にするのか。全く納得がいかない。葬儀は弔いの儀式だ。弔いは死者を悲しみ悼むことだ。悲しみ悼むのは人の心だ。国が葬儀をするということは、国民こそ悲しみ悼めと要求することだ。それは国が人の心に押し入り、人の心を動員することだ。僕は自分の心を動員されたくない。だから国葬には反対だ。特に安倍氏の国葬には大反対だ。憲法を破壊し、日本の立憲政治を墮落させた人だからだ。(略)

国葬の本当の理由は、自民党内の親安倍勢力を繋ぎ止めておきたいという党内政治だ。国民を巻き込まないでくれ。

(7月17日『東京新聞』本音のコラムより)

●自民党議員・閣僚と旧統一教会の癒着ぶりが重大な問題になっていますが、今ネット上では、「安倍晋三氏が目指した**自民党憲法改正草案が旧統一教会の教義とそっくり同じだ**」ということが話題になっています。もしも本当ならそんな憲法に改悪などとてもないことです。専門の憲法学者による詳しい比較調査や研究、発表が待たれます。

6月最高裁と7月東京地裁で対称的な判決

東京電力福島第一原発事故は事前の対策で防げたのかどうか。6月の最高裁判決では「事故は防げず、国の責任を認めない」ということですが、そのわずか1カ月後の東電の株主代表たちによる旧経営陣5人に事故の責任を問う裁判で東京地裁は、「津波対策を怠った」という判決でした。ふたつの裁判を＜「週刊金曜日」7月29日号＞などで考えてみました。

＜6月17日最高裁＞ 原発事故 国の責任認めず

原発事故の被災者らが国に損害賠償を求めた4つの集団訴訟で、6月17日最高裁第二小法廷は、「仮に国が規制権限を行使し東電に必要な措置を命じたとしても、津波の大量の海水が敷地に侵入することは避けられなかった可能性が高い。従って国の責任を認めない」という判決でした。この裁判に参加の南相馬市民や県民から強い悲嘆の声があがっていました。

福島生業なりわい裁判の原告団表・相馬市中島孝さんの怒り



○最高裁判決は、これでもかというほど無責任な判決で、なにがなんでも「国は悪くない」と無理を通しました。「仮に対策をしたとしてもあの事故は防げなかったと思われるから、対策を指示しなかった国に責任はない」という判決です。これでは「仮にやったとしても、直らないかもしれないから治療する必要は無い」「若隆景はがんばっても照ノ富士に勝てないかもしれないから、がんばらなくていい」ということになります。こんなことでへこたれるわけにいきません。」と憤り、今後も闘い続けると話しています。

朝倉佳秀裁判長らの包括的な調査に基づく判決

＜7月13日東京地裁＞ 東電旧経営陣に13兆円の賠償命令 「水密化対策」など怠慢の無責任経営を断罪

十一年前の原発の爆発



あの頃の放射能の不安や避難生活のこと、忘れられません。

7月13日、東京電力の脱原発を主張する株主たちが旧経営陣5人に事故の責任を問う裁判で、東京地裁は「津波対策として防潮堤や、電源設備がある部屋などへの「水密化」の対策（水が入らないようにする技術）はすでに完成し準備期間があったにもかかわらず対策を怠り、甚大事故となった」として、勝俣恒久元会長ら4人の事故責任を認め13兆円の賠償を命じ、6月の最高裁判決を根底から覆すものでした。

何より高く評価されているのは裁判長らの綿密な事前調査です。裁判官として初めて福島第一の敷地内を視察し津波の浸水経路の確認、東電内部の会議や社員らのメールの記録検討など、日本の司法に希望を感じさせる内容です。

三春町の武藤類子さん＜右写真＞は、養護教諭だった1991年ごろ株主になり、30年間も「脱原発」の運動を地道に行い、この判決について、「旧経営陣をスパッと断罪し、胸がすく思いです」と話しています。



6月に予定していた総会がコロナ不安で中止になり、全会員さんに ①「2022年総会資料」（活動・会計報告）、②旧原町市の『憲法』復刻版、③鎌倉・九条の会様から寄贈していた『2分で分かる自民党改憲草案』パンフレットを郵送しました。ご活用ください。